

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月完 成

平成27年3月一部改訂

平成28年3月一部改訂

令和 5年8月一部改訂

令和 6年7月一部改訂

伊達市立桃陵中学校

I ねらいと基本方針

1 ねらい

伊達市立桃陵中学校（以下「本校」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

（第2条） 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」に当たるか否かの判断の留意点

- (1) いじめられた児童等の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第2条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等がそのことに気付かず心身の苦痛を感じるに至るケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる。
 - ア 不快なことを言われる。
 - イ あだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
 - ウ 直接関係がないことでも、自分のせいにされる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 遊びやグループに入れない。
 - イ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア 何度も軽く叩かれたり、蹴られたりする。
 - イ 故意にぶつかったり、強く叩かれたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
 - ア お金や持ち物をたかられる。
 - イ 靴や筆記用具等を隠される。

- ウ 持ち物を壊される。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
 - ア 万引きやかつあげを強要される。
 - イ 人前で乱暴な言葉を言わされたり、変わった格好をさせられたりする。
 - ウ 衣服を脱がされる。
- ⑥ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア インターネット掲示板やブログに悪口を書き込まれる。
 - イ 脅迫のメールが送られる。
 - ウ SNS等のグループから故意に外される。

3 いじめの理解

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであり、生命又は心身に重大な危険を生じさせるものである。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察への通報が必要なものもある。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 特別活動・道徳教育の充実
生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- (2) 学業指導の充実
生徒一人ひとりが、自己有用感や規範意識を互いに高める集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるようにする。
- (3) 教育相談の充実
教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- (4) 保護者および地域との連携
保護者へは、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」などについて、『学年保護者懇談会』等によりを使い周知する。また、「地区小中連携協議会」「中学校警察連絡協議会」を通して地域との連携を図る。

II いじめの早期発見・早期対応のための取り組み

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、**早期発見・早期対応**である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。また、次の点に留意をし、適切に対応する。

- 1 いじめは、「どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識する。
日頃から、生徒が発するささいな信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
スクールカウンセラー等の活用により、学校等における相談機能を充実させ、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。
- 2 いじめが生じた場合には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。学校内においては、校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して迅速に対応できる体制で臨む。
- 3 事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- 4 学校においていじめを把握した場合は、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
保護者からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾ける。その上で、関係者全員で取り組む。
- 5 本校の「学校いじめ防止基本方針」について全職員で共通理解を図るとともに、内容の見直しを適時行う。
いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民への理解を得る。
実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域住民の信頼を確保するようにし、事実を隠ぺいするような対応はしない。

具体的な取り組み

- (1) 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。
 - ・ 11月の二者面談、三者面談の実施 ・ 適時面談、チャンス相談等の実施
- (2) 面接週間や定期的なアンケート実施等により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - ・ 6月、11月、2月のアンケート（年3回）実施 ・ 二者面談（11月）の実施
- (3) 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
 - ・ 5月校内研修（いじめの未然防止と早期発見）の実施
 - ・ 9月校内研修（いじめの対応）の実施
 - ・ いじめ防止対策研修会等への参加

Ⅲ いじめを許さない学校づくり

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。また、生徒が自らの力で校内からいじめをなくそうとする活動に取り組む。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、生徒一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度に留意する。

いじめる生徒については、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- (3) いじめが解決したとみられる場合でも、その時の指導により解決したと即断することなく、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いている場合があることを認識し、継続（少なくとも3か月を目安）して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

Ⅳ いじめ問題に取り組む体制の整備

1 いじめ対策チームの設置

日常指導体制

(1) 生徒指導委員会

- 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、各学年(特別支援学級含)生徒指導担当、養護教諭
- 組織の役割
 - ① 生徒指導主事を中心として、学年生徒指導担当が生徒に関する平素の情報を持ち寄る。
 - ② 生徒の現状の把握や指導に関する情報交換および共通指導事項の立案を行う。
 - ③ 各学年で情報を共有、木曜日の朝の打ち合わせ等で生徒指導主事より伝達し、全職員での共通理解を図る。
 - ④ 毎週開催する。

緊急組織体制

(2) いじめ対策委員会 (いじめ対策チーム)

- 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、(SC)
- 組織の役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
 - イ いじめの相談・通報の窓口となり、状況を把握する。
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
 - エ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等）を行う。

2 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに生徒と向き合う時間を確保し、心の通じ合う学校づくりを推進する。

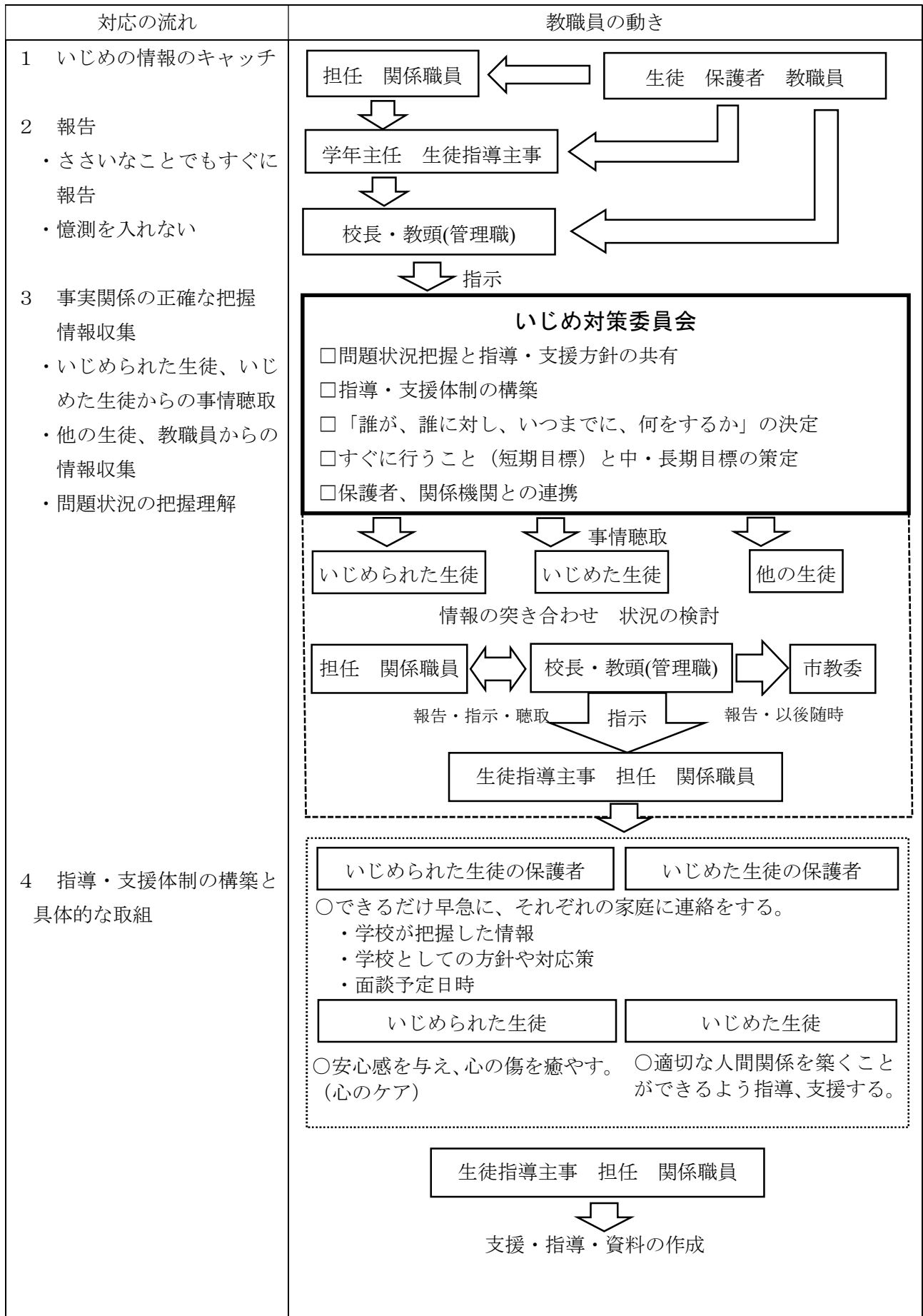
3 年間を通したいじめ指導計画の整備

月	年間指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) 実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	全校集会			生徒指導全体協議会	計画・目標の提示
5月			校内研修1 ・未然防止と早期発見		
6月		第1回困りごとアンケート			Q-U
7月	全校・学年集会	必要に応じた面談			
8月					
9月			校内研修2 ・いじめの対応		中間評価
10月					
11月		第2回困りごとアンケート 二者面談 三者面談			
12月	全校・学年集会				
1月					
2月		第3回困りごとアンケート			年間評価報告 ・次年度のいじめ防止の取組と組織検討
3月	全校・学年集会				

4 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについて評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

V いじめを認知した時の対応



VI ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだりメールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止のために

学校だけでなく、家庭との連携を密にして、協力し合いながら指導を行う。

(1) **学校での対応**（生徒への情報モラル指導）

- 発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わること。
- インターネット上にあげた言葉や画像等は、あとから取消しができないこと。（端末上の情報を消したとしても、インターネット上から完全に削除することは困難である）
- 匿名にしても書き込みをした者は、特定できること。
- 有害情報や違法情報も含まれていること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルや被害者を自殺に追い込んだり、傷害等の事件に発展したりする場合もあること。

(2) **家庭への啓発**（保護者への留意点）

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理するのは保護者の責任であるということ。
また、携帯電話・スマートフォン等を与える場合は、ペアレンタルコントロールやフィルタリング等の設定を行うとともに、使用上のルールを決め、使用状況等をしっかりと見守る必要があること。
- スマートフォン等のインターネットにつながる端末使用においては、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していること。また、ネット上のいじめは、いじめられている側に、深刻な影響を与えていることを認識してもらうこと。

3 早期発見・早期対応のために

(1) 生徒からのサインを見逃さない

- 生徒観察による変化への気づきや、相談しやすい雰囲気醸成
- 生活ノート「MY SCHOOL LIFE」やアンケートによる発見
- SOSの出し方教育の推進

(2) 書き込みや画像等の削除

被害の拡大を防ぐためにも、保護者の協力のもと速やかに書き込みや画像等の削除を行う。なお、事案によっては警察等関係機関との連携により対応する。

【指導のポイント】

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」にあたり決して許される行為ではないこと。
- 匿名での書き込みはできるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込み内容によっては、脅迫罪や名誉毀損、侮辱罪等の犯罪となり、警察に検挙されることもあること。

Ⅶ 重大事態の対処

1 調査を要する重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）

早期発見・早期対応のために

いじめの重大事態に関する調査について、平成29年3月30日付け文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にし、被害者側に立った対応を行う。調査を要する重大事態は以下によるが個々の状況を勘案して判断する。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等

(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会を通じて、市長に報告する。

3 調査の趣旨・組織

調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

4 調査を行うための組織

調査は、市教育委員会の附属機関である「伊達市いじめ問題対策委員会」が行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

また、学校はいじめの調査及び対応を継続する、調査の内容は、「伊達市いじめ問題対策委員会」へ情報を共有する。